

京都大学大学院地球環境学舎及び大学院地球環境学舎の組織等に関する規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第二十一号)

京都大学大学院地球環境学舎及び大学院地球環境学舎の組織等に関する規程(平成十四年達示第四号)の全部を次のように改正する。

京都大学大学院地球環境学舎及び大学院地球環境学舎の組織に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学大学院地球環境学舎(以下「学舎」という。)及び大学院地球環境学舎(以下「学舎」という。)の組織等  
に關し必要な事項を定めるものとする。

(学舎長)

第二条 学舎に、学舎長を置く。

2 学舎長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 学舎長の任期は、二年とし、再任されることが出来る。ただし、引き続き四年を超えないものとする。

4 学舎長は、学舎の校務をつかさどる。

5 学舎長に事故があるときは、あらかじめ学舎長が指名する者がその職務を代理する。

6 学舎長が欠けたときは、あらかじめ学舎長が指名する者がその職務を行う。

(教授会)

第三条 学舎に、その重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に關し必要な事項は、教授会が定める。

(学舎)

第四条 学舎を構成する学舎は、次に掲げるとおりとする。

地球益学舎、地球親和技術学舎、資源循環学舎

(学舎長)

第五条 前条の学舎に学舎長を置き、学舎の専任の教授をもって充てる。

2 学舎長の任期は、一年とし、再任されることが出来る。ただし、補欠の学舎長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学舎長は、当該学舎の業務をつかさどる。

(学舎長)

第六条 学舎に、学舎長を置く。

2 学舎長は、学舎長が兼ねるものとする。

3 学舎長は、学舎の校務をつかさどる。

(学舎会議)

第七条 学舎に、その重要事項を審議するため、学舎会議を置く。

2 学舎会議の組織及び運営に関し必要な事項は、学舎会議が定める。

(専攻)

第八条 学舎の専攻は、次に掲げるとおりとする。

地球環境学専攻

環境マネジメント専攻

(専攻長)

第九条 前条の専攻に専攻長を置き、学堂の専任の教授のうち学舎を担当する者をもって充てる。

2 専攻長の任期は、一年とし、再任されることができ。ただし、補欠の専攻長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。

(三才学林)

第十条 学堂及び学舎の教育研究を支援するため、学堂に三才学林を置く。

(三才学林長)

第十一条 前条の三才学林に三才学林長を置き、学堂の専任の教授をもって充てる。

2 三才学林長の任期は、一年とし、再任されることができ。ただし、補欠の三才学林長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 三才学林長は、三才学林の業務をつかさどる。

(事務組織)

第十二条 学堂に置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成十六年達示第六十号）の定めるところによる。

(内部組織)

第十三条 この規程に定めるもののほか、学堂の内部組織については学堂長が、学舎の内部組織については学舎長が、それぞれ定める。

附 則

1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する学堂長の任期は、第二条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。

3 京都大学大学院地球環境学堂長候補者選考規程（平成十四年達示第五号）は、廃止する。